



2026年1月23日

各 位

会 社 名 東邦ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 枝廣 弘巳  
問合せ先 (コード番号 8129 東証プライム市場)  
常務執行役員 経営戦略本部長 河村 真  
(電話 03-6838-2803)

#### 当社株券等の大規模買付行為等に係る情報提供の要請に関するお知らせ

当社は、2025年10月31日付で「当社株券等に係る大規模買付行為等に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入していたところ、2026年1月16日付「当社株券等の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等説明書の受領に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、同日付で、3D Investment Partners Pte. Ltd.（以下「3D」といいます。）より、当社株券等の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等説明書（以下「本説明書」といいます。）を受領いたしました。これを受け、当社は、本日、本対応方針に従い、3Dに対し、本説明書に記載された大規模買付行為等（以下「本大規模買付行為等」といいます。）について株主の皆様がその是非等をご判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な情報の提供を要請いたしましたので、お知らせいたします。

提供を要請した情報の内容は別紙のとおりですが、当社は、かかる要請に応じて3Dから提供された情報を検討した上、当該情報では、本大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断した場合には、3Dに対して必要な情報の追加提供を要請することがあります。

以 上

2026年1月23日

3D Investment Partners Pte. Ltd. 御中

東邦ホールディングス株式会社

本必要情報の提供の要請

当社は、3D Investment Partners Pte. Ltd.（以下「3D」といいます。）より、2026年1月16日付で大規模買付行為等説明書（以下「本説明書」といいます。）を受領いたしましたので、3D、3D が投資一任運用サービスを提供するとされる Citco Trustees (UT) Limited（以下「CTL」といいます。）及び CTL を受託者とするとされる CITCO TRUSTEES (UT) LIMITED AS TRUSTEE OF 3D ENDEAVOR MATER FUND – II（以下「本取得者」とい、3D 及び CTL と総称して「3D ら」又は「本大規模買付者」といいます。）に対し、当社が2025年10月31日付で導入した「当社株券等に係る大規模買付行為等に関する対応方針」に従い、別紙に記載のとおり、本必要情報の提供を要請いたします。なお、本書においては、本大規模買付者による本説明書に記載された当社株式の取得を「本大規模買付行為等」とい、本書において別途定義されていない用語については、当社が2025年10月31日付で公表した「3D Investment Partners Pte. Ltd.による当社株式の大量買付等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」における定義に従うものとします。

以上

## 第1 本大規模買付者及びそのグループの詳細

1. 3D らそれぞれについて、以下の事項をご教示ください。
  - ① 設立準拠法
  - ② 実際に行っている事業の内容
  - ③ 役員の氏名・名称・経歴
  - ④ 従業員数
  - ⑤ 残存期間
  - ⑥ 投資方針（株式等の保有方針、エグジット方法、エグジットが第三者への売却の場合の売却候補の有無及び選定基準、投資回収期間を含みます。）
  - ⑦ 過去10年間における投融資活動
  - ⑧ 過去3年間の決算の状況（貸借対照表及び損益計算書等）
  - ⑨ 資本構成（出資割合及び資本関係図を含みます。また、大口出資者や本大規模買付者を実質的に支配する主体がいる場合には、その概要（氏名又は名称、住所又は本店所在地及び設立準拠法、本大規模買付者に関する出資割合、出資先及び出資先に対する出資割合、投資方針の詳細、過去10年間における投資融資活動の詳細、並びに大口出資者が法人又はファンドの場合は代表者の氏名、資本構成、事業内容及び財務内容を含みます。））
  - ⑩ 本大規模買付者以外の本大規模買付者の特定株主グループ（以下「本特定株主グループ」といいます。）との資本・出資関係、取引関係及び人的関係
  - ⑪ 外国為替及び外国貿易法第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報
  - ⑫ 過去における法令等（国内外の法律、政令、規則、命令、告示、通知、条例、指針、通達、行政指導、ガイドライン、金融商品取引所規則その他の規制をいいます。）の違反行為の有無及び内容
2. 本大規模買付者以外の本特定株主グループについて、以下の事項をご教示ください。
  - ① 設立準拠法
  - ② 実際に行っている事業の内容
  - ③ 役員の氏名・名称・経歴
  - ④ 従業員数
  - ⑤ 残存期間
  - ⑥ 投資方針（株式等の保有方針、エグジット方法、エグジットが第三者への売却の場合の売却候補の有無及び選定基準、保有期間を含みます。）
  - ⑦ 過去10年間における投融資活動
  - ⑧ 過去3年間の決算の状況（貸借対照表及び損益計算書等）

- ⑨ 資本構成（出資割合及び資本関係図を含みます。また、大口出資者や本大規模買付者を実質的に支配する主体がいる場合には、その概要（氏名又は名称、住所又は本店所在地及び設立準拠法、本大規模買付者に関する出資割合、出資先及び出資先に対する出資割合、投資方針、過去 10 年間における投資融資活動の詳細、並びに大口出資者が法人又はファンドの場合は代表者の氏名、資本構成、事業内容及び財務内容を含みます。））
- ⑩ 外国為替及び外国貿易法第 26 条第 1 項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報
- ⑪ 過去における法令等（国内外の法律、政令、規則、命令、告示、通知、条例、指針、通達、行政指導、ガイドライン、金融商品取引所規則その他の規制をいいます。）の違反行為の有無及び内容
3. 本特定株主グループが既に保有している当社株券等及び/又は本大規模買付行為等により取得する当社株券等の保有の目的及び今後の保有方針について、具体的にご教示ください。また、それらの当社株券等の処分を行う可能性がある場合には、現時点で想定される目的、時期、取引条件（本説明書において「貴社株式の価格が貴社の本源的価値を正当に反映していると評価される状態に至った場合には、貴社株式を処分する可能性があります。」とされていることを踏まえ、どのような事由が発生し、又はどのような条件が成就した場合に当社株式を処分するご想定かについても、具体的にご教示ください。また、かかる取引条件には想定処分価格を含みます。）、株数、相手方（当社又は当社の大株主や経営陣、事業会社やファンド、証券会社などの第三者等に取得させる可能性があるかどうかを含みます。）及び方法についてご教示ください。
4. 本特定株主グループ以外に、当社株式の保有方針等に関する意思決定に関与する者の有無、それが存する場合にはその者の具体的な氏名又は名称、概要、役割並びにその意思決定機関の概要（その名称並びに具体的な権限事項及び意思決定手続）をご教示ください。
5. 本特定株主グループ又は 3D らが実質的に支配ないし運用するファンド並びにその組合員又は出資者（直接であるか間接であるかを問いません。）、業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者の概要（名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、代表者の氏名及び経歴を含みます。）、投資方針の詳細、過去 10 年間における投資活動の詳細を、個別にご教示ください。
6. 3D らのこれまでの投資活動（3D については投資助言活動を含みます。）に関する以下の事項を各社について個別にご教示ください。

- ① 具体的な投資先の名称（株式保有割合で3%以上のものに限ります。）
  - ② 上記各投資先に対して投資を行った目的・理由
  - ③ 上記各投資先に対する投資活動の詳細（本特定株主グループが各投資先に対して行った提案行為の内容及びその結果、投資後の経営への参画の内容、本特定株主グループの各投資先に対する出資割合及び各投資先における役職を含みます。）
  - ④ 上記各投資先を選定したプロセス及び選定に至った理由
  - ⑤ 投資後の重要財産や事業の売却その他の処分の有無・内容
  - ⑥ 投資先会社の経営陣や従業員との間との関係性等
7. 3D らによる投資後の投資先（株式保有割合で3%以上のものに限ります。）の業績の推移、及び当該推移に対して3D らが貢献したとお考えであればその理由をご教示ください（なお、株価の推移ではなく業績の推移についてご回答ください。）。
8. 本特定株主グループがそれぞれ保有する当社株券等（借株やエクイティ・スワップその他のデリバティブ等を通じて実質的に保有し、又は議決権行使に対して影響力を有している当社株券等を含みます。以下「保有株券等」といいます。）の数、保有株券等のうち信用買いやデリバティブ等を通じて実質的に保有している当社株券等がある場合には、当該株券等の数及び当該信用買い又はエクイティ・スワップその他のデリバティブ等の詳細及びこれらの取引に係る相手方その他の関与者の概要についてご教示ください。
9. 本特定株主グループがそれぞれ保有する当社株券等の内訳について、新株予約権付社債券がある場合には、それに係る株券等の数をご教示ください。
10. 本特定株主グループの保有に係る当社株券等の当社株主名簿上の株主の名義、当社株主名簿上のそれらの者の所有株式の数、これらの者がいかなる契約その他の関係に基づき当社株主名簿上の株主となっているか、当社株主名簿上の株主の名義を変更する予定がある場合は変更予定先の名称について、それぞれ具体的にご教示ください。
11. 3D らそれぞれの総資産に占める当社株券等の価額の割合及び本特定株主グループの総資産に占める当社株券等の価額の割合につき、ご教示ください。
12. 本特定株主グループ及びその構成員（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含みます。以下同じとします。）において、当社グループの営む医薬品卸売事業等の事業（以下「当社事業」といいます。）について知識及び経験があれば、その詳細を具体的にご教示ください。

13. 本特定株主グループ及びその構成員が、日本国内及び海外において、会社を実質的に経営し、当該会社の実際の業務に関与された経験の有無、及び、もある場合にはその具体的な経営・業務への関与内容を具体的にご教示ください。特に当社事業と同様の事業である医薬品卸売事業に関して会社を経営ないし業務に関与されたご経験がある場合（但し、単に株式の保有、出資ないし投資を行ったに過ぎない場合を除きます。）には、その内容について具体的にご教示ください。
14. 本特定株主グループ及びその構成員について、現在日本国内及び海外において係属している訴訟その他の司法上の手続の具体的な内容（係属している裁判所、当該司法上の手続の提起の日、当事者、主な争点、訴額を含みます。）をご教示ください。
15. 本特定株主グループ及びその構成員について、反社会的勢力（暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体を総称していいます。以下同じ。）ないしテロ関連組織との関係の有無（反社会的勢力との関係又はそのおそれが生じたことがある場合には、その概要及び対応状況を含みます。）についてご教示ください。
16. 本特定株主グループの日本国内における投資事例において、M&A や経営統合・組織再編等の実施、既存の中核事業以外の事業等の売却又は分離、資産の処分、増配、自社株買い等の株主還元、本特定株主グループが推薦する者の取締役選任等の提案を行ったことがある場合、当該提案の具体的な内容、当該提案の実施時期、当該提案の目的、当該提案を受けた対象会社の対応、当該提案の実行によりその後対象会社の業績、事業ポートフォリオや支配権構造が中長期も含めてどのように推移したか及びこれにより本特定株主グループが受けた利益の内容について、それぞれ具体的にご教示ください。
17. 本特定株主グループの日本国内における投資事例において、非公開化に関する提案を行ったことがある場合、当該提案の具体的な内容、当該提案の実施時期、当該提案の目的、当該提案を受けた対象会社の対応、当該提案が実行されたか否か、及び当該提案の実行により本特定株主グループが受けた利益の内容について、それぞれ具体的にご教示ください。また、当該提案の実行によって、本特定株主グループと投資先企業の一般株主との間に利益相反が生じていた可能性があると考えているかどうか、ある場合は、その具体的な内容及び理由を、ない場合はその理由をそれぞれ具体的にご教示ください。
18. 本特定株主グループが、上場会社の株式を 10%以上取得し、エグジットした事例は富士ソフト株式会社、焼津水産化学工業株式会社及び APAMAN 株式会社の 3 社である

り、非公開化プロセスによるエグジットに限られると認識しています。本特定株主グループにおいて、既に医薬品卸業界の同業他社、又は PE ファンドを含む第三者との間で、当社株式に関する売却可能性について協議・打診・意見交換を行った事実があるか、ある場合はその内容を具体的にご教示ください。

19. 本特定株主グループにおいて、当社株式について、将来的に同業他社、PE ファンド、又はそれらが管理・運営その他関与する会社等に対する売却をエグジット手段として検討されているか、されている場合はその内容を具体的にご教示ください。
20. 本特定株主グループが、上場会社の株式を 10%以上取得し、エグジットした事例は富士ソフト株式会社、焼津水産化学工業株式会社及び APAMAN 株式会社の 3 社であり、非公開化プロセスによるエグジットに限られると認識していますが、本特定株主グループ及びその構成員による過去の上場会社に対する投資行動のうち、対象会社の株式を取得した後、その株式を、対象会社自体、対象会社の大株主又はその経営陣等の会社関係者に取得させること（自社株 TOB や ToSTNeT-2/3 を通じて取得させる場合を含みます。）により投資を回収した又は回収しようとした事例があれば、これらの行動に至った経緯及びその具体的な内容等につきご教示ください。
21. 仮に、当社に対し、現時点の株価水準を上回るプレミアムを付した第三者（同業他社、PE ファンド等）からの買収提案がなされた場合、当該プレミアムの水準次第では、当社株式を売却し、買収提案に応募するのか、短期的な株価プレミアムの有無にかかわらず、スタンドアローンでの当社の企業価値向上を優先し、大株主として当社の企業価値向上を目指すのか、ご意向を具体的にご教示ください。

## 第2 本大規模買付行為等の目的、方法及び内容等

1. 本特定株主グループが当社を投資先に選んだ理由を具体的にご教示ください。
2. 本特定株主グループが当社への投資について具体的な検討を開始した時期、その結果、投資を行うとの判断に至った理由、経緯、時期及びかかる判断を行う上で前提となった事実をご教示ください。
3. 本特定株主グループにおける当社株式の想定投資利回り、投資回収期間、投資回収金額、その他の投資方針に関する基本的な考え方について、具体的にご教示ください。
4. 本特定株主グループが当社に対して投資を行うに当たって重視した経営ないし財務指標及び本特定株主グループが望ましいと考える当該指標の水準について具体的にご教

示ください。

5. 本説明書によれば、当社のコア事業である医薬品卸売事業は、その本来の実力に基づけば、15%程度の ROIC を稼ぎ出すポテンシャルを有しているとのことです、その算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びにその算定根拠を含みます。）について、具体的にご教示ください。
6. 本大規模買付行為等の主体として、（本特定株主グループの中から）本取得者を選定した理由等について、具体的にご説明ください。
7. 本特定株主グループにおいて、本大規模買付行為等についての具体的な検討を開始した時期、その結果、本大規模買付行為等を行う可能性があるとの判断に至った理由、経緯、時期及びかかる判断を行うまでの前提となった事実を具体的にご教示ください。
8. 本大規模買付行為等をこのタイミングで実施しようとする理由を具体的にご教示ください。
9. 本説明書においては、本取得の開始予定時期及び取得期間について、「前提条件が満たされた場合に、できる限り速やかに開始する予定ですが、具体的なスケジュールについては決定次第速やかにお知らせいたします。」とされていますが、本説明書14頁に記載の①～⑤を前提条件として設定された理由を個別にご教示ください。特に、③については、本大規模買付行為等を開始しないためには、剰余金の配当や自己株式の取得を行うよう貴社から要請されているようにも受け取れますが、どのようなご趣旨でこちらを条件とされているかご教示ください。
10. 買付方法として市場内取引によることを決定した具体的な理由（市場外での買付その他の手法もある中で市場内取引による買付を挙げている理由）をご教示ください。本説明書において「2024年5月15日に成立した金融商品取引法の一部改正においていわゆる3分の1ルールが30%ルールに変更されたこと」を理由に本大規模買付行為等後の議決権割合の上限を27%とすることとした旨記載がありますが、公開買付けではなく市場内取引による取得を希望されている理由も具体的にご教示ください。
11. 本説明書においては、本大規模買付行為等の買付予定数について、本大規模買付者の議決権割合の合計を最大で27%とするまでの株式数を取得する意向があり、その理由として、当社が、2025年6月に開催された当社の第77回定時株主総会における議決権行使比率からすれば、27.17%の議決権割合が特別決議事項の拒否権に該当すると主

張していることを挙げられていますが、かかる記載を前提とすると、当社の株主総会における特別決議事項について実質的な拒否権を獲得されたいものと理解してよろしいでしょうか。かかる理解でよい場合、その理由及び具体的に拒否権を行使されたい株主総会特別決議事項についてもご教示ください。

12. 本特定株主グループは、本大規模買付行為等の後に、当社株券等の追加的取得を行う可能性があれば、想定される取得時期、方法、株式数、資金調達方法及び取得を行うための条件を具体的にご教示ください。なお、2025年7月11日付書簡において、「2025年7月11日付け書簡の到達後1年が経過するまで、追加取得の上限は、既に保有するものと合わせて議決権割合として最大30%までとすることを予定している」とされていますが、本説明書のご説明を前提とすると、かかるご予定は撤回されて議決権割合27%を超えて取得しないこととされたということでよいか、ご確認ください。
13. 本大規模買付行為等の実施に関して適用される可能性のある国内外の法令等（外為法を含みますがこれに限りません。以下同じ。）に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の内容、これらの取得ないし履践・遵守の状況（本説明書において本取得の前提条件とされている許認可等手続の具体的な取得時期の目途等を含みます。）について具体的にご教示ください。
14. 本大規模買付行為等について本特定株主グループがアドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社若しくはその他の金融機関、弁護士、会計士及び税理士、PRエージェンシーその他本特定株主グループが本大規模買付行為等について起用しているアドバイザーの概要（具体的な名称、住所、設立準拠法、代表者氏名を含みます。）につき、それぞれご教示ください。
15. 本説明書において「本取得は、純投資を通じたリターンの獲得を目的としたものであり、経営支配権の獲得を目的とするものではありません。」としておりますが、議決権割合を27%に増加させることが経営支配権の獲得に繋がらないといえる理由を具体的にご教示ください。
16. 本大規模買付行為等を実施した場合には、議決権割合の上昇により、大量の当社株式を将来的に売却又は処分することが、客観的に見ても、より一層困難になることが見込まれるにもかかわらず、現状の保有割合を維持するにとどまらず、敢えて本大規模買付行為等を実施することを企図されている理由及び当社株式をどのようにエグジットする想定かについて、具体的にご教示ください。

17. 本説明書において、当社株式の追加取得について、純投資（当社株式価値の変動又は株式に係る配当によって利益を得ること）としてのリターンの追及を目的とし、当社の経営支配権を獲得するためのものではないとご説明される一方で、3D が当社に提示した戦略検討委員会の設置の協議に係る秘密保持契約書に記載の内容を踏まえると本特定株主グループの当社株式の保有目的が純投資目的とは考えにくいこと等、これまで当社の経営に関する事項について様々な要求をしてきてることとの整合性についてご教示ください。
18. 本大規模買付行為等を含む本特定株主グループによる当社株券等の取得に関し、当社及び本特定株主グループ以外の第三者（当社の競業他社も含みます。）との間における協議の有無並びにその具体的な内容及び当該第三者の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）をご教示ください。
19. 本特定株主グループが、現在又は過去において、当社株券等に関して締結している又は締結した貸借契約、担保契約、買戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取り決めその他の合意（口頭によるものを含みます。以下「担保契約等」といいます。）について、担保契約等の相手方の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）、並びに担保契約等の具体的な内容及びその対象となっている当社株券等の数をご教示ください。
20. 本特定株主グループが、本大規模買付行為等において取得を予定する当社株券等に関して締結する予定の担保契約等がある場合には、担保契約等の相手方の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）、並びに担保契約等の具体的な内容及びその対象となる当社株券等の数をご教示ください。

### 第3 本大規模買付行為等の価格の算定根拠及びその算定経緯

1. 本説明書において買付価格については市場価格となる旨記載されておりますが、本大規模買付行為等の実施に当たって、買付けに係る 1 株当たりの当社株式の価格（市場内取引において買付け等を行う可能性がある株価）のレンジをどのような範囲と考えているかにつき、具体的にご教示ください。また、かかるレンジの算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに本大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額並びにその算定根拠を含みます。）について、具体的にご教示ください。

2. 本説明書において当社株式と当社の本源的価値が乖離している旨及び当社株式の価格が当社の本源的価値を正当に反映していると評価される状態に至った場合には当社株式を処分する可能性がある旨記載されておりますが、本大規模買付者は、当社株式の価格が当社の本源的価値を正当に反映していると評価される状態における 1 株当たりの当社株式はいくらく見積もっておられるか、具体的な数字でご教示いただくとともに、当社の本源的価値を評価するための前提となる考え方（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報及び算定に用いる数値情報を含みます。）について具体的にご教示ください。

#### 第4 本大規模買付行為等の資金の裏付け

1. 本説明書において、本大規模買付行為等に必要な資金を確保しており、本大規模買付行為等の決済に要する資金は、全額を本特定株主グループの出資者から本特定株主グループに払い込まれた出資金により充当する予定である旨記載されておりますが、当該外部調達資金について、以下の事項をご教示ください。また、これらの資金提供を受けられることを証する資料をご提示ください。
  - ① 資金提供者（直接であるか間接であるかを問わず、実質的提供者を含みます。）の概要（具体的な名称、住所、設立準備法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、代表者の氏名及び過去 10 年間の経歴を含みます。）
  - ② 資金提供者を実質的に支配する主体が存在する場合には、当該主体の概要（資金提供者に対する支配の具体的な態様、具体的な名称、住所、設立準備法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、代表者の氏名及び過去 10 年間の経歴を含みます。）
  - ③ 調達する資金の合計額
  - ④ 資金提供者が大規模買付者に対して負う出資義務の内容（出資を約束している金額を含みます。）及び出資の実行の前提条件

#### 第5 本大規模買付行為等の完了後の権利行使等に関する方針、当社及び当社グループ会社の経営方針等

1. 本説明書によれば、「本取得は、純投資を通じたリターンの獲得を目的としたものであり、経営支配権の獲得を目的とするものではありません。」とのことです。が、本特定株主グループは、今後も当社の経営を支配することを目的として当社の株式を取得又は保有する可能性はないという理解でよいかご教示ください。また、本特定株主グループとして、どの程度の株式を取得すれば、当社の経営支配権を獲得したとお考えになるか具体的にご教示ください。

2. 本説明書によれば、「3Dらが貴社の経営を行うことはなく、貴社の株主総会により選任される取締役が貴社の経営を行います。」とのことですが、今後、当社に対して取締役その他の役員を推薦する又は派遣することを提案する可能性があるかご教示ください。ある場合には、(i)どのような事由が発生した場合に役員を推薦する又は派遣することを提案するのか、(ii)どのような基準で対象者を選定するのか、(iii)役員について最大何名まで推薦する又は派遣することを提案する可能性があるかについて、具体的にご教示ください。
3. 2025年3月14日の3Dの長谷川氏と当社の枝廣との面談において、長谷川氏から、当社にとって同業他社との統合がベストのシナリオであると考えている旨の発言がありましたが、かかる発言と本説明書の「3Dらによる貴社株式の保有目的は、あくまで純投資（貴社株式価値の変動または株式に係る配当によって利益を得ること）」という記載の整合性をご説明ください。また、本特定株主グループが想定している同業他社との経営統合の具体的な内容をご教示ください。
4. 本説明書によれば、「3Dらによる貴社株式の保有目的は、あくまで純投資（貴社株式価値の変動または株式に係る配当によって利益を得ること）であり、状況に応じて経営陣への助言、重要提案行為を行うことです。」とのことですが、本大規模買付行為等後に、当社に対して、当社の経営に関する何らかの提案又は助言等（本説明書記載の同業他社との経営統合やガバナンス体制整備に関する提言を含みますが、これらに限りません。）を行う可能性があるかどうか、また、どのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような内容の助言又は重要提案行為を行う可能性があるかについて、具体的にご教示ください。
5. 本大規模買付行為等の完了後の経営方針に関して、本説明書によれば、「3Dらが貴社の経営を行うことはなく、貴社の株主総会により選任される取締役が貴社の経営を行います。」とのことですが、他方で、当社のガバナンス体制の改善によりもたらされる企業価値の飛躍的向上を期待して本大規模買付行為等を実施するとした上、ガバナンス体制の整備に関する提言を行っております。本特定株主グループにおいては、具体的にどのような方法でガバナンス体制の改善を実現するご想定か、具体的にご教示ください。
6. 当社事業に係る業界の今後の見通し、当該業界における当社の位置付け（競合他社との比較を含みます。）、及び当該業界の中で今後当社がとるべき経営方針に関する本特定株主グループの考えについてご教示ください。

7. 当社の株主還元方針について、本特定株主グループの評価及び改善が必要と考える場合はその内容を具体的にご教示ください。
8. 当社が保有する不動産、有価証券その他の資産に係る保有方針、活用方針等に関する本特定株主グループの考えについてご教示ください。
9. 当社について、本特定株主グループとして、増資・減資、合併、事業譲渡・譲受け、株式交換・株式移転、会社分割その他これらに類する行為、重要な財産の処分又は取得等の取引に関する提案、助言又は権利若しくは影響力の行使を行う可能性があるか否か、ある場合はその具体的な内容についてご教示ください。
10. 当社が上場している意義について、お考えがあればご教示ください。

#### **第6 本大規模買付行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益にどのように資するのかについての考え方**

1. 本特定株主グループとして、当社の企業価値の源泉はどのようなものであり、当社の企業価値を中長期的に向上させるためにはどのような施策を実行するべきと考えているかについて具体的にご教示ください。また、本大規模買付行為等が、当社の企業価値又はその源泉に影響を与えるか、与えると考えている場合には、その具体的な内容及びそれに関連して本特定株主グループにおいて予定する取組みについて具体的にご教示ください。
2. 本説明書において当社のガバナンスの不備が解消されることにより当社の多大な本源的価値が顕在化すると考えている旨が記載されていますが、貴社が考える当社のガバナンス不備について、その全ての具体的な内容を当社の現在のガバナンス体制を踏まえて明確にご教示ください。
3. 本大規模買付行為等を行うことが、本特定株主グループが考える当社のガバナンスの不備の解消にどのように資すると考えているか、具体的にご教示ください。
4. 当社のガバナンスの不備が解消されることにより当社の多大な本源的価値が顕在化するとのことです、ガバナンスの不備の解消により、どのようにして当社の本源的価値が顕在化すると考えているか、具体的にご教示ください。
5. 本説明書において本大規模買付行為等が当社の他の株主に利益をもたらす旨が記載されていますが、本大規模買付行為等が他の株主全員に共通の利益をもたらすと考えて

いる理由につき、具体的にご教示ください。

6. 本説明書においてご説明いただいたガバナンスに関する施策以外に当社の企業価値向上に向けた施策又は経営方針があれば、その内容を具体的にご教示ください。
7. 当社は、人々の医療と健康に貢献すべく全国の医薬品流通を支える責務を負っています。日本の医療インフラを支えるべく、医薬品の安定的な供給をしていく必要がありますが、本大規模買付行為等の後にこれらの医薬品の流通・供給に関する数量・条件等の変更を求める可能性があるか、また、変更を求める可能性がある場合は、どのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような変更を求めるのか、その内容と理由を具体的にご教示ください。
8. 本特定株主グループとして、当社グループ（東邦薬品株式会社その他の当社子会社を含みます。以下同じ。）の従業員の利益及び意思を尊重する意向があるかどうか、ある場合はその具体的な内容についてご教示ください。
9. 本特定株主グループとして、当社グループ従業員の労働環境や労働条件の変更を求める可能性があるか、また、変更を求める可能性があるときはどのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような変更を求めるのか、その内容と理由を具体的にご教示ください。
10. 当社グループに対して従業員の削減（事業売却に伴うものも含みます。）を提案する可能性があるか、ある場合はどのような事由が発生した場合に従業員の削減を提案する可能性があるかについて具体的にご教示ください。
11. 本特定株主グループとして、当社と当社の関係会社の取引先又は顧客との関係の変更を求める可能性があるか、また、変更を求める可能性があるときはどのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような変更を求めるのか、その内容と理由を具体的にご教示ください。

## 第7 一般株主との利益相反の可能性への対処方針

1. 本説明書において、「3Dらが貴社株式を取得する目的は、...あくまで、貴社の企業価値の向上による投資リターンを得るためにあり、他の貴社株主の皆様全員に共通する利益を得ようとするものですので、3Dらと他の貴社株主の皆様との利益が相反することはあり得ません。」と述べていますが、本大規模買付行為等により議決権割合が24%を超える水準に達した場合、当社の株主総会における特別決議事項について実質

的な拒否権を持つに至る水準であり、本大規模買付行為等には、構造的な強圧性が存することになります（当社の株主が、本特定株主グループの強い影響の下では当社の企業価値が損なわれると考えている場合、そのような会社の少数株主にとどまるよりは、不本意ながら市場において当社株式を売却する動機を持つことになります。）。加えて、本大規模買付行為等により本特定株主グループが、当社の経営に実質的に強い影響力を有することとなった場合、本特定株主グループの投資回収に係る方針や時間軸等により、中長期的な企業価値の向上を志向する当社の一般株主との間に利益相反が生じる可能性があると考えています。仮に企業価値の向上による投資リターンという大きな意味での利益を共通にしていたとしても、その詳細や実現のための方法等について考え方方が異なれば、利益相反が生じ得ると考えられます。本特定株主グループとして、このような構造的な強圧性や利益相反の可能性についてどのように考えておられるか、また、利益相反を回避若しくは軽減し、又は利益相反により一般株主の利益が害されないようにするための方策として考えているものがあるか、具体的にご教示ください。

2. 本説明書において、2025年6月27日開催の定時株主総会では、当社が「株主が取締役の適格性を判断するために必要不可欠な情報を秘匿したまま上記の定時株主総会を開催しました。」とされていますが、当社としては、3Dが指摘する事案は、いずれも既に適切に対応済みであり、当社におけるガバナンス体制は改善・強化されていることから、現在の当社のガバナンス体制に3Dの指摘する不備はないと判断したのであり、取締役の適格性を判断するために必要不可欠な情報を秘匿したという事実はありません。他方、3Dは、2025年5月27日に「東邦ホールディングスの企業価値最大化に向けて」、同年6月6日に「東邦HD『3D社の主張に関する当社見解（2025年6月4日）』に対する当社の見解」と題する資料をそれぞれ公表し、当社の経営課題やガバナンス・コンプライアンス上の問題を指摘し、当社の株主様に対して枝廣の選任議案に反対の議決権行使を行うよう強く推奨したにもかかわらず、その主張は当社の株主に受け入れられませんでした。かかる定時株主総会の結果を踏まえても、なお、本特定株主グループと一般株主との間に利益相反が生じる可能性がないと考える理由を具体的にご教示ください。

以上